

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告 示

○青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定	第383号 (社会活動推進課)	4 2 6
○身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	第384号 (障害福祉課)	4 2 6
○身体障害者福祉法による医師の指定	第385号 (同)	4 2 6
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定	第386号 (同)	4 2 7
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称変更	第387号 (同)	4 2 8
○保安林予定森林	第388号 (森林保全課)	4 2 8
○保安林予定森林	第389号 (同)	4 2 8
○解除予定保安林	第390号 (同)	4 2 9
○港湾施設の概要の一部改正	第391号 (港湾課)	4 2 9

選挙管理委員会告示

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体	第48号 (選挙管理委員会事務局)	4 2 9
---------------------------------	-------------------	-------

公 告

○愛知県民情報システム (その2) 用機器等に関する一般競争入札の実施	(情報企画課)	4 3 0
○大規模小売店舗の変更の届出	(商業流通課)	4 3 2
○土地改良事業計画書の縦覧	(農地計画課)	4 3 4
○公共測量の実施	(用地課)	4 3 4
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	4 3 4
○落札者等の公示	(企業庁総務課)	4 3 5
○環境影響評価法に基づく対象事業の廃止	(工務調整課)	4 3 5
○警備員指導教育責任者講習の実施	(生活安全総務課)	4 3 5
○警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施	(同)	4 3 6
○交通誘導警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級の検定の実施	(同)	4 3 7

雑 報

○環境影響評価方法書の作成	(環境活動推進課)	4 3 8
---------------	-----------	-------

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成23年 6月10日

愛知県知事 大村 秀章

1 解除予定保安林の所在場所

岡崎市宮石町字イセキ24の2・24の3・53の3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字サクラジリ6の1、6の2、19の2、7・8の2・15の3・17の2・21の4（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字六ツ田2の1・7の2・7の3・7の6・13の1・13の4・13の7・28の1・30の1・31の4（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、2の2、7の7から7の14まで、13の3、13の5、13の6、13の8、13の9、28の2、28の3、字半田3の1・3の2・4・9の1・10の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、6、6の1、9の2、10の2、字佐田1の3・1の4・5の1・5の2・5の6・5の8・11の2・11の3（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、5の3から5の5まで、5の7、川向町字水穴7の1・14の1・14の3・16の3・17の1・17の2・18・19（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、14の4、16の1、16の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため。

〔次の図〕は、省略し、その図面を愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

愛知県告示第391号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成23年 6月10日

愛知県知事 大村 秀章

衣浦港(1)水域施設の表航路の項中「-10.0～」を「-11.0～」に、「-10.0幅」を「-11.0幅」に、「4,200」を「3,815」に改める。

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、次の政治団体は、平成23年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成23年 6月10日

愛知県選挙管理委員会委員長 安藤 公爾

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党知多市支部	伊藤 忠彦	花井 敏博	知多市岡田字向田61

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
愛院歯愛知大島会	阪上 隆則	梶村 豊彦	名古屋市千種区楠元町1-100
愛知県研修事業推進協議会	松岡 晴記	清水 真輝	知多市八幡字荒古後80番地
愛知県公用地リサークル公社	後藤 邦弘	近藤 良子	名古屋市北区志賀町5-13 市営東志賀荘1棟413号

愛知県農村土壌改良環境事業団	後藤 邦弘	近藤 良子	名古屋市北区志賀町5-13 市営東志賀荘1棟413号
愛知県民納税金監査委員会	後藤 邦弘	近藤 良子	名古屋市北区志賀町5-13 市営東志賀荘1棟413号
新しい政治・ほりさき純一後援会	中野 節蔵	堀寄 祐史	半田市柊町2-57
天野まさき後援会	天野 正基	天野 恵美	小牧市堀の内3丁目76番地 サンタローゼ中央B号
石川いつお西尾を変える会	伴野 直樹	伴野 直樹	西尾市丁田町杏左38-5
石黒忠尚後援会	石黒 忠尚	鈴木 高三	春日井市如意申町4丁目13番地10
石黒みちあき後援会	石黒 充明	石黒 良紀	知多郡南知多町豊浜字半月1
いとう清後援会清風会	伊藤 清	伊藤 美恵	豊明市三崎町ゆたか台31-19
伊藤弥次郎兵衛の音羽まほろば会	伊藤 武彦	伊藤 恵子	豊川市赤坂台505
大場まさかつ後援会	大場 謙一	大場 京子	豊川市宿町字楠41
織田八茂後援会	伊藤 保	伊藤 惣一	海部郡大治町大字北間島字屋敷92
おだ八茂を励ます会	神谷 洋右	伊藤 惣一	海部郡大治町大字北間島字屋敷92
片岡恵一と市政を語る会	片岡 恵一	片岡 一三	岩倉市稲荷町郷廻550-4
國士我道塾	都築 伸介	森下 誠一	愛知郡長久手町岩作字元門67
近藤勝利後援会	近藤 勝利	近藤 五月	愛知郡東郷町三ッ池3-8-10
佐藤さちみ後援会	佐藤 幸美	佐藤 幸美	みよし市東山台15-3
新愛知構想研究会	天野 正基	天野 恵美	小牧市堀の内3丁目76番地 サンタローゼ中央B号
青 港 会	増田 裕二	川喜田兼政	名古屋市守山区新城13番20号 中新田ビル101
千田かねふさを育てる会	石堂 正治	千田 典子	丹羽郡扶桑町大字高雄字伊勢埴341
筒井登後援会	加古 正秋	犬塚 隆	西尾市巨海町宮前7-2
寺田やすお後援会	寺田 均	寺田 初夫	豊田市花園町塩倉41-3
常滑を元気にする会	山本 碧	天野 克也	常滑市字栄町7-92
内藤とみ江後援会	立松 暁一	吉田 正夫	春日井市上条町7-133-25
永田たつや後援会	渡辺 昌昭	永田 邦男	知立市長田2-14
名古屋民間保育園政治連盟	藤岡 省吾	竹内 公子	名古屋市港区善進町2丁目18番地
日本共産党榊原勝彦後援会	土井 勝己	岩川 修	半田市出口町2-158-3
日本のあしたと理想を語る会	土屋 清嗣	鈴木 康之	小牧市東4-68 グローブ1 201号
野口やすひろ後援会	野口 泰広	岩 勝士	豊橋市三ノ輪町字本興寺3-186
日 和 会	鈴木 亀夫	齊藤 安治	知多郡南知多町日間賀島字浪太6番地
フォーラム21	渡邊 肇	渡邊 肇	高浜市論地町1-1-31
山田伸夫後援会	山田 伸夫	山田 稔	瀬戸市深川町14
山本幸治元気の会	山本 幸治	伊藤美智子	常滑市南古千代1-3
吉原一治を育てる会	吉原 一治	吉原さなゑ	知多郡南知多町大字豊浜字上大田面35-10
渡辺靖後援会	牧野 辰夫	尾崎 一兼	西尾市東幡豆町字下谷15-4

公

告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

平成23年 6月10日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

(1) 賃借案件の名称及び数量

愛知県民情報システム（その2）用機器等 一式

(2) 賃借案件の仕様等

「入札説明書」で示す仕様等とします。なお、賃借には、当該機器の設置、設定、保守等を含みます。

(3) 賃借期間

平成24年1月1日（日）から平成28年12月31日（土）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 納入場所

「入札説明書」で示す場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12